

医療法人社団菅病院在宅ケアセンター

(契約書別紙 兼 重要事項説明書)

1 事業者

事業者の名称 医療法人社団 菅病院
事業者の所在地 岡山県井原市井原町124番地
代表者 溝口 博喜
電話番号 0866-62-2831 F A X 0866-62-6301

事業所

事業所の名称 医療法人社団 菅病院在宅ケアセンター
事業所の所在地 岡山県井原市井原町124番地
事業所番号 3370700050
電話番号 0866-62-2831 (0866-62-2876)
F A X 0866-62-6301

2 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

要介護状態にある本人及び家族の依頼により、医療法人社団菅病院が開設する菅病院在宅ケアセンターの介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、適切な介護支援サービスを提供することを目的とします。

(運営方針)

- ① 介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づく適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。
- ② 支援事業者は居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように、公正中立に行い、事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、介護老人支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防事業者、介護保険施設、障害福祉制度の相談支援員との連携に努めます。
- ③ 居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とします。
- ④ 利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能となります。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能となります。
- ⑤ 居宅介護支援の提供の開始時、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に連絡いただくことをお願いします。利用者が医療系サービスの利用を希望されている場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされています。この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付させていただきます。

- ⑥ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑦ ケアマネジャーが統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランの届け出を行います。
より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につながることでできるケアプラン作成に資するよう、区分支給限度額基準額の利用が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランは保険者に届け出を行います。
- ⑧ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公開制度において公表します。
※前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービスの利用割合。前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。
- ⑨ 看取り期における適切な居宅介護支援の提供、医療と介護の連携を推進する為、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や、給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援費の請求を行います。

3 職員の職種、人数及び職務内容

居宅介護支援事業に従事する職員として、管理者1名と介護支援専門員、常勤職員1名以上とし業務の状況に応じて増員します。なお、当該増員については非常勤の者を充て、人員の配置については、基準を遵守します。

4 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、原則として、12月31日～1月3日と国民の祝日を除く、月曜日から金曜日までは、午前8時30分から午後5時30分、土曜日は午前8時30分から午後12時30分とします。ただし、緊急・その他やむを得ない場合等はこの限りではありません。
また、営業時間外であっても、電話等により、担当者に24時間常時連絡が可能な体制をとります。

5 居宅介護支援の提供方法、内容

① 居宅介護サービス計画（ケアプラン）作成

- ・使用する課題分析の種類は利用者の状況を勘案し書式化されたアセスメント方式を使用します。
- ・訪問看護、通所リハビリ等の医療サービスを計画する場合には、医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に、これを行うものとします。
- ・医療サービス以外のサービス提供を計画する場合には、係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されている時は、これを尊重します。
- ・介護保険証に介護認定審査会の意見等の記載がある場合はその内容に沿ってサービスを計画します。

- ② 他のサービス提供事業者の提供するサービスを利用するために必要な連絡調整
- ③ 市町村、保健・医療・福祉サービス機関との連絡調整
・井原市より委託があった場合、第一号介護予防支援事業を行う。
- ④ 居宅サービス利用時の苦情受け付け
- ⑤ 介護保険、在宅介護、施設介護の相談
- ⑥ 要介護認定申請の代行
- ⑦ 他のサービス提供事業者の意識の共有化を図る観点から、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提供を求めるとします。
※サービス担当者会議は利用者又は家族が参加する場合にあたっては、利用者等の同意を得てテレビ電話装置等を活用して行います。
- ⑧ 地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合にはこれに協力するように努めます。
- ⑨ 退院・退所の支援に係る加算において求められるカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には必要に応じ、福祉用具専門相談員や作業療法士等が参加します。

6 感染症・非常災害対策

① 業務継続計画の策定

感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を行います。

② 感染の予防及びまん延の防止対策

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める為、委員会の開催、指針の整備研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を行います。

7 高齢者虐待防止

- ① 虐待等の防止・早期発見に加え虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため委員会の開催・指針の整備・研修・担当者の設定を行っています。
- ② 成年後見制度の活用が出来るように支援を行います。

8 担当職員の変更

① 事業所からの介護支援専門員の交代

事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交代申し出

専任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、利用者からの特定の介護支援専門員の指名は出来ません。

9 通常の事業の実施区域

通常の事業実施区域は、岡山県井原市、矢掛町小田・川面とします。

10 利用料金・その他の費用の額

① 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、居宅介護サービス（ケアプラン）作成連絡調整、介護相談、要介護認定の申請代行は介護保険により費用の全額が給付されますので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき介護支援費として下記の金額をお支払いいただき、当事業所発行のサービス提供証明書を各市町村の窓口へ提出し、全額払い戻しを受けられます。

介護報酬

居宅介護支援費（1月につき）

居宅介護支援費（I）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分

- | | |
|--------------------|------------|
| （一）要介護1又は要介護2 | 1,076 単位/月 |
| （二）要介護3、要介護4又は要介護5 | 1,398 単位/月 |

◆ 入院時情報連携加算

入院時情報連携加算(I) 200 単位/月

入院時情報連携加算(II) 100 単位/月

○入院後3日以内に情報提供（提供方法は問わない）

○入院後7日以内に情報提供（提供方法は問わない）

◆ 退院・退所加算

加算（I）イ 450 単位/回

加算（I）ロ 600 単位/回

加算（II）イ 600 単位/回

加算（II）ロ 750 単位/回

加算（III） 900 単位/回

※（イ）カンファレンス参加 なし （ロ）カンファレンス参加 あり

◆ ターミナルケアマネジメント加算

ターミナルケアマネジメント加算 400 単位/月

◆ 通院時情報連携加算 50 単位/月

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画等に記録した場合に算定を行う。なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で医師等と連携を図ります。

② 通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した費用は、次の額を徴収します。

- 1) 実施地域を越えて、片道10km未満 400円
- 2) 実施地域を越えて、片道10km以上 800円

11 事故発生時の対応

- 居宅支援事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合、速やかに対応します。
- 事故が発生し、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は利用者に対して損害を賠償します。但し、居宅支援事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

12 秘密保持・個人情報の利用

- ① 居宅支援事業者及びその従業員は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らしません。
- ② 居宅支援事業者はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らさせません。
- ③ 居宅支援事業者は、利用者及び、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び、利用者の家族の個人情報を用いることはありません。
- ④ 介護支援専門員が必要な場合に利用者の同意を得ない限り主治医・歯科医師の意見を求めることはありません。
- ⑤ 居宅支援事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む）については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止する。
- ⑥ 居宅支援事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて、その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

13 苦情処理

居宅支援事業者は居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

ご利用時間 24時間 常時連絡可能

ご利用方法 電話 0866-62-2831

面接場所 医療法人社団 菅病院在宅ケアセンター相談室

担当者 藤岡 明子

14 契約解除

次の事由に該当する場合は、事業者は利用者、身元保証人その家族等に対して改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがなく、結果として利用者に対して適切な介護サービスを提供することが困難であると認める時は、30日前に利用者又は身元保証人に文章で通知する事により、この契約を解約することが出来ます。ただし、やむを得ない事由が認められるときは直ちに解約することが出来ます。

- ① 利用者・身元保証人、またはその家族が、事業者やサービス従業者或いは他の利用者、その関係者に対して故意にハラスメントや暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行つ時。
- ② 利用者・身元保証人、またはその家族等が、事業者や職員、もしくは他の利用者、その他の関係者の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ事業者が通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき。
- ③ 身元保証人、またはその家族等が利用者の他の事業所利用に関する事業者の助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、あるいはまったく反応しない等、事業者の運営を著しく阻害する行為が認められる時。

居宅介護支援事業の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 岡山県井原市井原町124
事業者名 医療法人社団 菅病院
代表者職・氏名 理事長 溝口 博喜 印

説明者 所属 医療法人社団 菅病院在宅ケアセンター
職種・氏名 介護支援専門員 印

上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文章が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

上記契約を証明する為に、本契約書を2部作成し、利用者及び事業者双方が記名・押印のうえ、それぞれが一部ずつ保管します。

利用者 ご住所

電話番号

お名前 印

代筆 お名前 印

続柄（ ）

利用者の家族 ご住所

電話番号

お名前 印

続柄（ ）

居宅介護支援に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 菅病院在宅ケアセンター	所在地 井原市井原町124 電話番号 0866-62-2876 ファックス番号 0866-62-6301 受付時間 8:30~17:30
【市町村の窓口】 井原市役所介護保険課介護保険係	所在地 井原市井原町311-1 電話番号 0866-62-9519 ファックス番号 0866-62-0268 受付時間 8:30~17:15
芳井支所芳井振興課福祉係	所在地 井原市芳井町吉井253-1 電話番号 0866-72-0110 ファックス番号 0866-72-1557 受付時間 8:30~17:15
矢掛町役場保健福祉課介護保険係	所在地 小田郡矢掛町矢掛3118-1 電話番号 0866-82-1013 ファックス番号 0866-82-1454 受付時間 8:30~17:15
美星支所美星振興課福祉係	所在地 井原市美星町三山1055 電話番号 0866-87-3111 ファックス番号 0866-87-9056 受付時間 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17-5 電話番号 086-223-8811 ファックス番号 086-223-9109 受付時間 8:30~17:15

個人情報利用同意書

私、(利用者及びその家族)は医療法人社団菅病院在宅ケアセンターに
個人情報を必要最低限の範囲で使用、提供することを下記に記載する内容で
同意します。

1、使用する目的

- ・ 利用者にかかわる居宅サービス計画ならびに介護サービス計画を、円滑に提供する
為に実施されるサービス担当者会議に必要となる場合
- ・ 介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整に必要となる場合。
- ・ サービス提供困難時の事業者間の連絡。紹介等の場合。
- ・ 利用者に介護サービスを提供している他の介護サービス事業者と連携する場合。
- ・ 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合。
- ・ 利用者の心身の状況などを家族に説明する場合。
- ・ 介護保険事務に関する情報提供の場合。
- ・ 地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合
- ・ サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を使用する場合。
- ・ 研修会、勉強会等の事例検討を行う場合。
(ただし、この場合、実名住所等本人を特定できない配慮を行います。)
- ・ 電磁的方法による交付、説明、同意、承諾、締結等を行う場合。

2、利用期間

サービス利用期間に準ずる。

3、使用条件

個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供にかかわる目的以外には
利用しません。また、契約期間外においても第三者に漏らしません。

令和 年 月 日

医療法人社団 菅病院在宅ケアセンター殿

本人 住所

氏名

印

代筆 氏名

印

続柄 ()

代理人 住所

氏名

印

本人でない場合は続柄 ()

家族 住所

氏名

印

続柄 ()

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所または施設名	医療法人社団 菅病院在宅ケアセンター																
申請するサービス種類	指定居宅介護支援事業																
措 置 の 概 要																	
<p>1 利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置相談苦情に対する常設の窓口として、相談担当を置いている。また担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。</p> <p style="padding-left: 40px;">ご利用時間：24 時間常時連絡可能</p> <p style="padding-left: 40px;">ご利用方法：電話番号 0866-62-2831</p> <p style="padding-left: 80px;">FAX 0866-62-6301</p> <p style="padding-left: 40px;">担当者 藤岡 明子</p> <p style="padding-left: 40px;">その他の苦情受付窓口</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">井原市役所介護保健課介護保険係</td> <td style="width: 30%;">井原市井原町 311-1</td> <td style="width: 30%;">TEL：0866-62-9519</td> </tr> <tr> <td>芳井支所芳井振興課福祉係</td> <td>井原市芳井町吉井 253-1</td> <td>TEL：0866-72-0110</td> </tr> <tr> <td>美星支所美星振興課福祉係</td> <td>井原市美星町三山 1055</td> <td>TEL：0866-87-3111</td> </tr> <tr> <td>矢掛町役場健康福祉課介護保険係</td> <td>小田郡矢掛町矢掛 3118-3</td> <td>TEL：0866-82-1013</td> </tr> <tr> <td>岡山県国民健康保険団体連合会</td> <td>岡山市北区桑田町 17-5</td> <td>TEL：086-223-8811</td> </tr> </table>			井原市役所介護保健課介護保険係	井原市井原町 311-1	TEL：0866-62-9519	芳井支所芳井振興課福祉係	井原市芳井町吉井 253-1	TEL：0866-72-0110	美星支所美星振興課福祉係	井原市美星町三山 1055	TEL：0866-87-3111	矢掛町役場健康福祉課介護保険係	小田郡矢掛町矢掛 3118-3	TEL：0866-82-1013	岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町 17-5	TEL：086-223-8811
井原市役所介護保健課介護保険係	井原市井原町 311-1	TEL：0866-62-9519															
芳井支所芳井振興課福祉係	井原市芳井町吉井 253-1	TEL：0866-72-0110															
美星支所美星振興課福祉係	井原市美星町三山 1055	TEL：0866-87-3111															
矢掛町役場健康福祉課介護保険係	小田郡矢掛町矢掛 3118-3	TEL：0866-82-1013															
岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町 17-5	TEL：086-223-8811															
<p>2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <p>(1) 苦情があった場合は、ただちに介護支援専門員が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しく事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。</p> <p>(2) 介護支援専門員が必要があると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。（検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。）</p> <p>(3) 検討の結果を、必ず翌日までには具体的な対応をする。</p> <p>(4) 記録を台帳（パソコンのデータベース）に保管し、再発を防ぐために役立てる。</p>																	
<p>3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等</p> <p>(1) 利用者の自己決定を尊重する。</p> <p>(2) 利用者の自立支援を常に留意する。</p>																	
<p>4 その他参考事項</p> <p>(1) 普段から苦情が出ないようサービス提供を心がける。</p> <p>(2) 毎日朝礼等で確認している。</p> <p>(3) 接遇や介護支援技術に関する研修を実施している。</p>																	

